

所定疾患施設療養費の算定について

所定疾患施設療養費(Ⅰ)について

- 1 所定疾患施設療養費(1)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われていた場合に、1回に連続する7日を限り月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を7回算定することは認められない。
- 2 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- 3 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりである。
 - イ 肺炎（検査を実施した場合のみ算定）
 - ロ 尿路感染症（検査を実施した場合のみ算定）
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
- 4 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておく。
- 5 近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておく。
- 6 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告する。

令和5年度 所定疾患施設療養費 算定状況

2023.4.1-2024.3.31

病名/年月	R5.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6.1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	1				1				2	1	1	6
	日数	7				4				10	5	4	30
尿路感染症	人数	1			2								3
	日数	5			12								17
带状疱疹	人数												0
	日数												0
蜂窩織炎	人数					1		1	1	2	1		6
	日数					7		7	7	6	2		29